

きときと情報 2023 166号

富山県中小企業団体中央会

特集1 令和5年度富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度について

特集2 経営者保証改革プログラムが策定されました

経営者に聞く：中越鉄工株式会社 代表取締役会長 西村 仁氏

組合紹介：協同組合滑川ショッピングセンターさんよりこんにちは

中央会いんぷおめーしょん：チャレンジングカンパニー富山2024

合同企業説明会を開催しました ほか



表紙のことは 黒部宇奈月 Canyon ルート

高熱隧道・蓄電池機関車

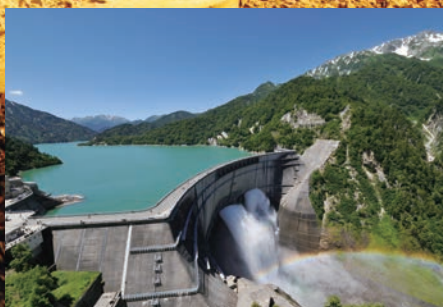
黒部宇奈月 Canyon ルートは、櫻平から上流の黒部ダムまでをつなぐ約18kmにわたる新ルートです。黒部川第四発電所(1961年運転開始)の建設のため、日本電力(株)や関西電力(株)が工事用ルートとして整備したもので、安全対策工事の完了後、2024年度から一般開放されます。これにより、日本一のV字峡谷「黒部峡谷」と世界的な山岳景観の「立山黒部アルペンルート」を結ぶ新たな観光ルートが形成されます。

ルート上にある「高熱隧道」は、掘削時、岩盤温度が160℃を超えた難所でした。現在も約40℃を保っており、蓄電池機関車に乗って通過する際にもその熱気や硫黄臭が感じられます。

写真：高熱隧道(写真提供：佐藤工業株式会社)

写真上：蓄電池機関車

写真左：黒部ダム(写真提供：(公)とやま観光推進機構)



経営者・役員・従業員とそ
のご家族の
安心の保障を準備するた
めに
中央会の共済制度をご活
用ください。

BEST PARTNER
大樹生命



従業員のための
退職金準備に
特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
万一の保障
団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、富山県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および富山県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山市本町3-21 損保ジャパン富山ビル5F TEL:076-441-3194

<https://www.taiju-life.co.jp/>

きときと情報 166号

C O N T E N T S

特 集 1

2

令和5年度富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度について

特 集 2

22

経営者保証改革プログラムが策定されました

経営者に聞く

24

中越鉄工株式会社 代表取締役会長 西村 仁 氏

組合紹介

26

協同組合滑川ショッピングセンターさんよりこんにちは

中央会いんぷおめーしょん

27

チャレンジングカンパニー富山 2024 合同企業説明会を開催しました
小和田哲男氏特別講演会を開催しました

組合だより

28

創立 60 周年記念講演会を開催しました (富山県建具協同組合)

元気印! 青年部・女性部

28

組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました

組合運営Q&A

29

員外監事について

ほっと一息

29

山小屋からみる剱岳 (立山山荘協同組合)

事務局ペンリレー

30

富山県中小企業団体中央会 事務局長 楠 宗久

トピックス

とやまの美味しいお肉探訪

令和5年度 富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度

富山県では中小企業向けに様々な施策や融資を実施しています。本号では、県及び関係機関の主要施策と融資制度を抜粋して紹介します。

01 創業・新事業展開等

■ ワクワクチャレンジ創業支援事業 ■

1. 対象

県内で1年以内に創業又は創業後3年未満の中小企業者等で、ベンチャーキャピタル等からの出資を受けることを予定していない方

2. 内容

魅力的な地域創出および地域経済に資する事業実施に係る必要な経費の一部を補助
(補助率1/2、上限100万円)

3. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5602

■ とやまUIターン起業支援事業 (起業支援金) ■

1. 対象

県外から県内に移住し、移住後1年以内に県内で起業(事業承継等を契機とした創業も含む)を行う方

2. 内容

地域課題に対して「社会性」「事業性」「必要性」の観点をもって取り組む社会的事業実施に係る必要な経費の一部を補助(補助率1/2、上限200万円)

※ 交付決定者には、移住に係る費用の支援制度有
(移住支援金：最大100万円)

3. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5602

■ 元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業 ■

1. 対象

ベンチャー企業や事業承継者等

2. 内容

(公財) 県新世紀産業機構が中小企業者等の発行する株式や社債を引き受けることによって長期低利の資金を提供

- (1) 間接投資：限度額5,000万円
- (2) 間接投資に係る債務保証
- (3) 直接投資：限度額1,000万円

3. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5602

■ インキュベーション施設の提供 ■

1. 対象

起業や新事業の立上げ、新分野に進出したい中小企業等

2. 内容

情報通信環境等を整備したオフィススペースを低廉な家賃で提供

3. お問い合わせ

SCOP TOYAMA TEL076-456-7373

(一財)富山県産業創造センター

TEL 0766-26-5151

(株)富山県総合情報センター

TEL 076-432-1116

(株)富山県産業高度化センター

TEL 0766-62-0500

地域資源活用事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

産地の技術や農林水産品、観光資源等、富山県が指定する地域資源を活用して行う新商品・新サービスの開発等を行う中小企業者及び中小企業者のグループ

2. 内容

新商品・新サービスの開発に要する経費及びそれに伴う販路開拓に要する経費の一部を助成
(助成率1/2、金額上限300万円)

3. お問い合わせ

(公財)富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5603

農商工連携推進事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

新商品・新サービスの開発等を行う中小企業者等と農林漁業者との連携体

2. 内容

新商品・新サービスの開発に要する経費及びそれに伴う販路開拓に要する経費の一部を助成
(助成率2/3、金額上限200万円)

3. お問い合わせ

(公財)富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5603

02

技術開発・デジタル化等

ものづくり研究開発支援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

新商品・新技術の研究開発等による競争力強化の取り組みを行う中小企業者及び中小企業者のグループ

2. 内容

研究開発に要する経費の一部を助成
(助成率1/2、上限200万円)

3. お問い合わせ

(公財)富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5607

小さな元気企業応援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

小規模企業者※及び小規模企業者のグループ
※従業員数が、製造業では20人以下、商業・サービス業では5人以下の事業者

2. 内容

商工団体の経営指導等を受けた事業計画に基づく(又は2社以上の小規模企業者の連携による)新商品・新技術開発等に要する経費の一部を助成
(助成率1/2、上限50万円)

3. お問い合わせ

(公財)富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5605

産学官オープンイノベーション 推進事業

1. 対象

県内企業と大学又は公設試験研究機関等の産学官で構成されるグループ

2. 内容

成長産業分野（バイオ、医薬工連携、航空機、次世代自動車※1、ロボット、環境・エネルギー※1、ものづくり）の産学官連携による新製品・新技術開発等に要する経費の一部を補助

（補助率2/3以内※2、上限500万円/年、支援期間最長2年）

※1 グリーン成長戦略分野研究開発支援事業の内容を除く

※2 大学又は公設試験研究機関等との共同研究費について、共同研究先が県内の機関である場合は10/10以内

3. お問い合わせ

（公財）富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5606

(2)複数企業枠

（補助率2/3以内※、上限1,000万円/年、支援期間最長3年）

※ 大学又は公設試験研究機関等との共同研究費について、共同研究先が県内の機関である場合は10/10以内

3. お問い合わせ

（公財）富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5606

ヘルスケア産業育成創出事業

1. 対象

県内企業と大学又は公設試験研究機関等の産学官で構成されるグループ

2. 内容

ヘルスケア分野の産学官連携による新製品・新技術開発等に要する経費の一部を補助

（補助率2/3以内※、上限500万円/年、支援期間最長3年）

※ 大学又は公設試験研究機関等との共同研究費について、共同研究先が県内の機関である場合は10/10以内

3. お問い合わせ

（公財）富山県新世紀産業機構

TEL 0766-24-7112

グリーン成長戦略分野研究開発 支援事業

1. 対象

県内企業と大学又は公設試験研究機関等の産学官で構成されるグループ

2. 内容

国の「グリーン成長戦略」に掲げられた重要分野のうち、原則として「洋上風力・太陽光・地熱産業（次世代再生可能エネルギー）」、「水素・燃料アンモニア産業」、「自動車・蓄電池産業」に関連する分野の産学官連携による新製品・新技術開発等に要する経費の一部を補助

(1)単独企業枠

（補助率2/3以内※、上限500万円/年、支援期間最長3年）

ローカル5G活用生産性向上 推進事業

1. 対象

ローカル5Gの活用等を検討する県内企業

※ 本格導入枠は、製造業を含む事業を行っている県内企業に限る

2. 内容

ローカル5G導入に係る計画策定、実証又は基地局整備に要する経費の一部を補助

(1)導入検討・実証枠

補助率1/2、上限250万円

(2)本格導入枠

補助率1/2、上限2,000万円

3. お問い合わせ

富山県商工企画課

TEL 076-444-3243

03

経営の安定・活性化

■ 販路開拓挑戦応援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド) ■

1. 対象

国内外の見本市・展示会等への出展などの販路開拓を行う中小企業者及び中小企業者のグループ

2. 内容

見本市等出展に要する経費の一部を助成

(1) 県外分

助成率1/3、上限25万円（首都圏35万円）

(2) 国外分

助成率1/3、上限50万円（県外分との組み合わせ可）

3. お問い合わせ

（公財）富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5603

■ 小さな元気企業応援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド) ■

1. 対象

小規模企業者※及び小規模企業者のグループ

※ 従業員数が、製造業では20人以下、商業・サービス業では5人以下の事業者

2. 内容

商工団体の経営指導等を受けた事業計画に基づく（又は2社以上の小規模企業者の連携による）販路開拓等に要する経費の一部を助成

(1) 県外分

助成率1/2、上限25万円（首都圏35万円）

(2) 国外分

助成率1/2、上限50万円（県外分との組み合わせ可）

3. お問い合わせ

（公財）富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5605

■ トライアル発注認定制度 (新事業分野開拓事業者認定事業) ■

1. 対象

新商品・新サービスの開発によって新たな事業分野の開拓を図るベンチャー企業、中小企業者等

2. 内容

当該事業者の新商品・新サービスを県が認定し、随意契約で優先的な調達に努め、利用後の意見をフィードバック

3. お問い合わせ

富山県スタートアップ創業支援課

TEL 076-444-8908

■ 小規模事業者事業継続力強化 補助金 ■

1. 対象

県内の小規模事業者

2. 内容

自然災害の発生に備え、事業継続力強化計画の策定や計画に基づく設備導入等を補助

(1) 計画策定枠 専門家謝金等への補助

(補助率2/3、上限20万円)

(2) 計画実行枠 設備導入等への補助

(補助率2/3、上限100万円)

※ (1)、(2) は併用可

3. お問い合わせ

富山県商工会連合会 TEL 076-441-2716
富山商工会議所中小企業支援部
TEL 076-423-1171
高岡商工会議所 TEL 0766-23-5000
氷見商工会議所 TEL 0766-74-1200

射水商工会議所 TEL 0766-84-5110
砺波商工会議所 TEL 0763-33-2109
滑川商工会議所 TEL 076-475-0321
魚津商工会議所 TEL 0765-22-1200
黒部商工会議所 TEL 0765-52-0242

04

働き方改革・人材確保・育成

■ 女性活躍「ファーストペンギン企業」パイロット事業 ■

1. 対象

県内に事業所を有する企業、個人事業主、団体（協同組合、社団法人など）

2. 内容

働き方改革・女性活躍推進に関する先進性のある取組みに係る経費の一部を補助

- (1)ハード整備 補助率1/2、上限50万円
- (2)ソフト整備 補助率1/2、上限25万円

3. お問い合わせ

富山県女性活躍推進課 TEL 076-444-3328

■ 男性の育児休業取得緊急促進事業 ■

1. 対象

男性の育児休業取得者及びその事業主

2. 内容

男性が、中小企業においては連続5日以上、大企業においては連続14日以上の育児休業を取得し、職場に復帰した場合に補助

- (1)男性の育児休業取得者 5万円
(一人の子につき1回を限度)
- (2)事業主 5万円（回数制限なし）

3. お問い合わせ

富山県少子化対策・働き方改革推進課
TEL 076-444-3137

■ 事業所内保育施設推進事業補助金 ■

1. 対象

事業所内保育施設（定員10人未満）の設備・運営を行う事業主（複数の事業主による共同設置を含む）

2. 内容

- (1)設置費
補助率1/2、上限1,000万円（建築費等750万円、備品費等250万円）
- (2)運営費
1～5年目 補助率1/2、上限200万円
6～10年目 補助率1/3、上限130万円

3. お問い合わせ

富山県少子化対策・働き方改革推進課
TEL 076-444-3137

■ 事業所内保育施設共同設置促進補助金 ■

1. 対象

国の助成を受けて共同で事業所内保育施設を設置する複数の事業所

2. 内容

共同設置にかかる調整に要する経費の一部を補助（上限30万円）

3. お問い合わせ

富山県少子化対策・働き方改革推進課
TEL 076-444-3137

「とやま女性活躍企業」認定制度

1. 対象

県内に事業所を有する企業、団体等

2. 内容

女性管理職比率や時間外労働等の時間数等の認定基準を満たす企業を認定・支援

3. お問い合わせ

富山県女性活躍推進課 TEL 076-444-3328

富山県賃上げサポート補助金

1. 対象

国の「業務改善助成金」の支給決定を受けた事業場規模30人未満の県内事業者

2. 内容

国の助成金（助成率 最大9/10）に対し、一律（1/10）の上乗せ補助

3. お問い合わせ

富山県労働政策課 TEL 076-444-8897

障害者チャレンジトレーニング事業

1. 対象

障害者就業・生活支援センターを通じて、障害者の職場実習を受け入れる企業

2. 内容

謝金として実習1日あたり1,000円を支給（期間は原則として3日間～1ヶ月程度）

3. お問い合わせ

富山県労働政策課 TEL 076-444-8897

企業の障害者雇用担当者への個別支援事業

1. 対象

障害者法定雇用率未達成の県内に本社を置く企業

2. 内容

民間のコーディネーターが採用前から採用後まで一貫した個別支援を実施

3. お問い合わせ

富山県労働政策課 TEL 076-444-8897

外国人材日本語習得サポート事業

1. 対象

県内で外国人材を雇用する企業等、外国人技能実習生の受け入れ管理団体等

2. 内容

外国人材への日本語研修に要した経費の一部を補助（補助率1/2以内、上限15万円/企業）

3. お問い合わせ

富山県労働政策課 TEL 076-444-8897

とやま人材リスキング補助金

1. 対象

県内に主たる事業所を置く事業主

2. 内容

教育訓練機関が提供する教育訓練※を活用して行う従業員のリスキングに要した経費の一部を補助

（補助率・補助額 訓練経費の3/4、賃金1人1時間あたり960円）

※ 時間数20時間未満、人材開発支援助成金の対象となる教育訓練を除く

3. お問い合わせ

富山県労働政策課 TEL 076-444-3259

富山県の融資制度

令和5年度 新型コロナウイルス感染症・原材料高騰対策メニュー

| 資金名 | 融資対象 | 資金用途 |
|----------------------------------|--|---|
| ビヨンドコロナ応援資金 | 「伴走支援型特別保証」(※2)を利用する中小企業者 【要件】・売上高又は利益率が前年同期等と比較して5%以上減少していること ・経営改善に向け、経営行動計画書(アクションプラン)を策定すること ・金融機関が継続的な伴走支援をすること | 設備資金 運転資金 借換資金 (※3) |
| 経営改善サポート資金 | 「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」(※2)を利用する中小企業者 【要件】 中小企業活性化協議会や認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業により策定を支援した事業再生計画に基づいて経営を再建すること | 設備資金 運転資金 借換資金 (※3) |
| 経営安定資金 経済変動対策緊急融資 | 次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 最近3ヶ月の売上高または販売数量が前年同期比5%以上減少 (2) 原油等の売上原価依存率が20%以上、かつ仕入価格が前年同期比20%以上上昇、かつ最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っているもの | 運転資金 |
| 新型コロナウイルス感染症対策枠 | 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた中小企業者であって、売上高等が最近1ヶ月の実績(※1)と、その後2ヶ月を含む計3ヶ月の見込みで、対前年同期比で5%以上減少(※2)しているもの ※1 「最近1ヶ月の実績」のほか、「最近6ヶ月の実績」等による比較も可能 ※2 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期が比較対象 | |
| 緊急経営改善資金 (新型コロナウイルス感染症対策特別措置) | 上記の経済変動対策緊急融資「新型コロナウイルス感染症対策枠」と同様(借換は3回まで可能) | (1) 一般枠 県の融資制度(県小口事業資金、小規模企業者等経営支援短期資金を除く)のほか、金融機関の保証付既往債務(※3)の借換 (2) 小口枠 県小口事業資金の借換 |

設備投資の促進・生産性やエネルギー効率の向上

| 資金名 | 融資対象 | 資金用途 |
|---------------------------------|--|--|
| 設備投資促進資金 | 工場・店舗・事務所等の新增設や機械設備・事業用車両・店舗設備等を導入する中小企業者(駐車場、資材置場などの更地の取得は対象になりません) | 設備資金 〔設備投資に伴う〕 運転資金 ※運転資金のみの利用は不可 |
| 生産性革命推進枠 取扱期間 令和6年3月31日まで | (1) 老朽化した生産設備から生産性またはエネルギー効率が1%以上向上する生産設備への入替えもしくは新たに増設する中小企業者 (2) 販売または役務の提供に係る業務向上のための設備を導入し、業務効率の1%以上の向上を図る中小企業者 ※次の場合は融資利率を優遇 ① 以下のア～ウのいずれかの補助金を活用し、エネルギー効率向上や炭素排出量削減に資する設備投資等を行う場合 ア ものづくり補助金(グリーン枠) イ 事業再構築補助金(グリーン成長枠) ウ ビヨンドコロナ補助金(カーボンニュートラル枠) ② 以下のエ～オに該当する場合 エ 小規模企業者 イ 経営力向上計画または先端設備等導入計画の認定を受けた事業計画を実施する中小企業者 | 設備資金 〔設備投資に伴う〕 運転資金 ※運転資金のみの利用は不可 |
| 防災・減災対策促進資金 | 感染症を含む自然災害等の発生に備え、その影響を軽減するための施設の整備・補強、資機材の導入、燃料の備蓄等を行う中小企業者で、次のいずれかに該当するもの (1) BCP(事業継続計画)を策定したもの (2) 事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けたもの | 設備資金 〔設備投資に伴う〕 運転資金 ※運転資金のみの利用は不可 |

- ※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。
 ※2 保証制度の内容については、富山県信用保証協会(076-423-3171)にお問い合わせください。
 ※3 借換の対象については、事前に富山県信用保証協会にご相談ください。
 ※4 建物(土地)の取得については、必ず事前に県地域産業支援課にご相談ください。

利用上の注意点

- 支払済の資金は、融資対象になりません。
- 設備資金は、固定資産として計上するものが対象になります。
- 建物(土地)の取得については、必ず事前に県地域産業支援課にご相談ください。

取扱期間：令和6年3月31日まで

【県地域産業支援課】076-444-3248

| 融 資 条 件 | | | | 融資申込先等 |
|---|--------------|--------------------------------|--|--|
| 限 度 額 (万円) | 期 間 (うち据置期間) | 融 資 利 率 (固定金利) (令和5年4月1日現在) | 保 証 料 率 (※1) (令和5年4月1日現在) | |
| 1 億円 | 10年以内(5年以内) | 年1.25%以内 | セーフティネット保証利用時 ゼロ 〔事業者負担を 県補助によりゼロに〕 保証必須 一般保証利用時 R5.4～R5.9:ゼロ～年0.55% R5.10～R6.3:ゼロ～年0.95% 保証必須 | 市町村の認定書又は売上高(売上高総利益率・売上高営業利益率)減少要件確認書を添えて取扱金融機関 |
| 1 億円 | 15年以内(5年以内) | 年1.45%以内 | ゼロ 〔事業者負担を 県補助によりゼロに〕 保証必須 | 取扱金融機関 |
| 1 億6,000万円 〔※地域産業対策枠との合計 ※「新型コロナウイルス感染症対応資金」(限度額6,000万円)の残高を含む〕 | 7年以内(1年以内) | 年1.25%以内 | 年0.35%～年1.05% 保証必須 セーフティネット保証5号を利用する場合 年0.50% | ・一般保証利用時 商工会議所または商工会の認定書を添えて取扱金融機関 ・セーフティネット保証5号利用時 市町村の認定書を添えて取扱金融機関 |
| (1) 8,000 (2) 2,000 〔借換と同額までの 新規運転資金を含む ※運転資金のみの利用は不可〕 | 10年以内(1年以内) | 年1.25%以内 | 年0.35%～年1.05% 保証必須 セーフティネット保証を利用する場合 年0.50% | ・一般保証利用時 商工会議所または商工会の認定書を添えて取扱金融機関 ・セーフティネット保証利用時 市町村の認定書を添えて取扱金融機関 |

【県地域産業支援課】076-444-3248

| 融 資 条 件 | | | | 融資申込先等 |
|--|---|--|------------------------------|----------------------|
| 限 度 額 (万円) | 期 間 (うち据置期間) | 融 資 利 率 (固定金利) (令和5年4月1日現在) | 保 証 料 率 (※1) (令和5年4月1日現在) | |
| 5,000 (うち運転資金 1,000) ※設備投資に伴い、建物(土地)を取得する場合(※4) 1億円 | 設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土地)を取得する場合(※4) 15年以内(1年以内) | 年1.65%以内 (令和6年3月31日まで) | 年0.35%～年1.05% | 取扱金融機関を経由のうえ県地域産業支援課 |
| 5,000 (うち運転資金 1,000) | 設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) 〔①に該当する場合 据置期間3年以内〕 | 年1.25%以内 ①に該当する場合 〔当初3年間は県の利子補給により実質無利子〕 ②に該当する場合 年1.20%以内 | 年0.35%～年1.05% | 取扱金融機関を経由のうえ県地域産業支援課 |
| 1 億円 (うち運転資金 1,000) | 設備資金 15年以内(1年以内) 運転資金 7年以内(1年以内) | 年1.15%以内 | 年0.35%～年1.05% | 取扱金融機関を経由のうえ県地域産業支援課 |

創業・事業承継時の資金繰りを支援

| 資金名 | | 融資対象 | 資金使途 |
|-------------|--------------------------------|---|------------------------------|
| 創業・事業承継支援資金 | 創業者枠 | (1) 事業を営んでいない個人であって事業を開始する予定があるもの (2) 事業を開始した中小企業者であって創業後5年以内のもの | 設備資金 運転資金 |
| | 創業者枠 (スタートアップ創出促進保証 利用時) | 「スタートアップ創出促進保証制度」(創業時に経営者保証を不要とする保証制度) (※3)を利用する中小企業者 ※次の場合は保証料率を優遇：★富山県信用保証協会の専門家派遣を受ける場合 | 設備資金 運転資金 |
| | 事業承継支援枠 | (1) 後継者不足等のため存続見通しが見つからない中小企業者から当該事業を承継するもの (2) 相続時の資金繰りが困難なこと等により事業の存続見通しが見つからない相続人 (事業資産の取得資金、法人継承者による経営権(株式)買取資金、その他継承事業の運営に必要な資金が対象) ※次の場合は保証料率を優遇：★事業承継をきっかけに経営革新等に取り組む場合 | 設備資金 運転資金 |
| | 事業承継支援枠 (事業承継特別保証 利用時) | 専門家の確認を受けて、「事業承継特別保証制度」(事業承継時に経営者保証を不要とする保証制度)(※3)を利用する中小企業者 | 設備資金 運転資金 借換資金 (※4) |

新事業の展開を支援

| 資金名 | | 融資対象 | 資金使途 |
|-----------|--------------------------------|--|--------------|
| 新事業展開支援資金 | 地域貢献型事業 (コミュニティビジネス) 支援枠 | 福祉、環境、特産品の加工等、地域に貢献する事業(コミュニティビジネス)を行う者で、有償で行われるなどビジネス要件を備えている事業者 | 設備資金 運転資金 |
| | 経営革新枠 | 経営革新計画の承認を受けた事業を行う中小企業者で、当該事業に要する資金 | 設備資金 運転資金 |
| | 新事業展開・ 新分野進出 支援枠 | 現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行い、新事業の占める割合が5年以内に1/4以上となることが見込まれる事業展開を行う中小企業者または出資法人で、当該事業に要する資金 ※現在の事業が建設業、卸・小売業である場合、新事業の占める割合が5年以内に1/4以上になることを要しない | 設備資金 運転資金 |

脱炭素社会をめざして

| 資金名 | | 融資対象 | 資金使途 |
|-----------|--------------------|--|--|
| 脱炭素社会推進資金 | 再生可能エネルギー 利用促進枠 | 再生可能エネルギー(太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱)を利用した発電設備の導入を行う中小企業者 | 設備資金 〔設備投資に伴う 運転資金〕 ※運転資金のみの 利用は不可 |
| | 環境施設 整備枠 | 次の施設整備等を行う中小企業者 (1) 公害防止施設の整備 (2) フロン等対策施設の整備 (3) 廃棄物のリサイクル施設の整備 (4) 地下水の保全・水資源の有効利用施設の整備 (5) 山岳地トイレの整備 (6) 温室効果ガスの排出抑制施設の整備 (7) 低公害車の導入等 | 当該施設 整備等に要する 設備資金 |
| | 立山環境配慮 バス購入枠 | 立山有料道路等(桂台～室堂)で運行する路線バス又は貸切バスを自動車Nox・PM法の基準に適合するものに買い替える中小企業者 | 設備資金 |

- ※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。
 ※2 建物(土地)の取得については、必ず事前に県地域産業支援課にご相談ください。
 ※3 保証制度の内容については、富山県信用保証協会(076-423-3171)にお問い合わせください。
 ※4 借換の対象については、事前に富山県信用保証協会にご相談ください。

【県地域産業支援課】076-444-3248

| 融 資 条 件 | | | | 融資申込先等 |
|--|---|--------------------------------|---|--------------------------|
| 限 度 額 (万円) | 期 間 (うち据置期間) | 融 資 利 率 (固定金利) (令和5年4月1日現在) | 保 証 料 率 (※1) (令和5年4月1日現在) | |
| 3,500 | 設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) | 年1.25%以内 | 年0.40% 保証必須 創業関連保証を利用 する場合 年0.50% (令和6年3月31日まで) | 取扱金融機関を経由の うえ県地域産業支援課 |
| 3,500 | 設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) | 年1.25%以内 | 年0.70% 保証必須 ★に該当する場合 年0.60% (令和6年3月31日まで) | 取扱金融機関を経由の うえ県地域産業支援課 |
| 5,000 (うち運転資金 3,000) ※設備投資に伴い、建物(土地) を取得する場合(※2) 1億円 | 設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土地)を取得 する場合(※2) 15年以内(1年以内) | 年1.25%以内 | 年0.35%～年1.05% ★に該当する場合 年0.15%～年0.85% (令和6年3月31日まで) | 取扱金融機関を経由の うえ県地域産業支援課 |
| 8,000 (うち運転資金 8,000) ※設備投資に伴い、建物(土地) を取得する場合(※1) 1億円 | 10年以内(1年以内) | 年1.20%以内 | 年0.10%～年0.58% 保証必須 (令和6年3月31日まで) | 取扱金融機関を経由の うえ県地域産業支援課 |

【県地域産業支援課】076-444-3248

| 融 資 条 件 | | | | 融資申込先等 |
|-------------------------|---|--------------------------------|------------------------------|--|
| 限 度 額 (万円) | 期 間 (うち据置期間) | 融 資 利 率 (固定金利) (令和5年4月1日現在) | 保 証 料 率 (※1) (令和5年4月1日現在) | |
| 2,000 | 設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) | 年1.30%以内 | 年0.35%～年1.05% | 商工会議所または商工 会の認定書を添えて、 取扱金融機関を経由の うえ県地域産業支援課 |
| 1億円 (うち運転資金 1,500) | 設備資金 10年以内(3年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) | 年1.30%以内 | 年0.68% | 取扱金融機関を経由の うえ県地域産業支援課 |
| 4,000 (うち運転資金 1,000) | 設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) | 年1.30%以内 | 年0.35%～年1.05% | 取扱金融機関を経由の うえ県地域産業支援課 |

【県地域産業支援課】076-444-3248 【県環境政策課】076-444-3141 【県自然保護課】076-444-3396

| 融 資 条 件 | | | | 融資申込先等 |
|-----------------------|---|------------------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 限 度 額 (万円) | 期 間 (うち据置期間) | 融 資 利 率 (固定金利) (令和5年4月1日現在) | 保 証 料 率 (※1) (令和5年4月1日現在) | |
| 1億円 (うち運転資金 1,000) | 設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) | 年1.15%以内 太陽光発電設備は 年1.30%以内 | 年0.35%～年1.05% | 取扱金融機関を経由の うえ県地域産業支援課 |
| 個別 3,000 団体 5,000 | 個別 7年以内(1年以内) 団体 10年以内(1年以内) | 年1.65%以内 (6)、(7)の場合 年1.15%以内 | 年0.35%～年1.05% | 取扱金融機関を経由の うえ県環境政策課 |
| 5,000 | 7年以内(1年以内) | 年1.15%以内 | 年0.35%～年1.05% | 取扱金融機関を経由の うえ県自然保護課 |

地域の活力向上を支援

| 資 金 名 | | 融 資 対 象 | 資 金 使 途 |
|--------------|-------------------------|---|--|
| 地方創生 推進資金 | 県内進出・ 本社機能等 強化支援枠 | (1) 県外で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、新たに富山県内で事業を開始する予定があるものまたは県内で事業開始後1年以内のもの 〔法人：本社機能や研究開発拠点の移転、県内における新たな支店・営業所の開設など 個人：事業所の移転など〕 ※次の場合は融資利率を優遇：①県内雇用5人以上の場合、②地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事の認定を受けたものまたは認定を受ける見込みのもの）による場合 (2) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事の認定を受けたものまたは認定を受ける見込みのもの）に基づく施設・設備等の導入を行う県内中小企業者 | 設備資金 運転資金 |
| | 企業立地 促進枠 | 次に掲げる事業を営む者で、地方公共団体等が造成した用地において、設備の新増設を行い、事業開始前後1年間に新規雇用数が原則として3人以上となる者（原則として中小企業者） ① 製造業 ② 情報通信業 ③ 卸売業 ④ 道路貨物運送業 ⑤ 倉庫業 ⑥ デザイン業 ⑦ コールセンター業 | 設備資金 |
| | 薬業振興枠 | (家庭薬振興資金) 県内に住所を有する医薬品配置販売業者 (懸場帳購入資金) 懸場帳の購入に必要な資金 県内に住所を有する医薬品配置販売業者 | 運転資金 設備資金 〔販売業者が 購入する懸場帳〕 |

商業・商店街等の活性化

| 資 金 名 | | 融 資 対 象 | 資 金 使 途 |
|-------------------|---------------|--|--|
| 商業・サービス業 活性化資金 | | (1) 商店街において、出店（新規または空き店舗）、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者 (2) 空き店舗への出店、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者（商店街以外のエリアを対象） (3) 商店街整備計画に基づきその環境整備を行う組合 | (1) 設備資金 運転資金 (2)、(3) 設備資金 |
| | 観光旅館施設 整備枠 | <一般枠> 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者（中小企業者以外のものを含む） (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設（駐車場・店舗等）の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善 <特別枠> 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者 （中小企業者で富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合の組合員） (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設（駐車場・店舗等）の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善 | 設備資金 設備資金 〔設備投資に伴う 運転資金〕 ※運転資金のみの 利用は不可 |

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

※2 建物（土地）の取得については、必ず事前に県地域産業支援課にご相談ください。

| 融 資 条 件 | | | | 融 資 申 込 先 等 |
|--|--|--|------------------------------|--------------------------|
| 限 度 額 (万円) | 期 間 (うち据置期間) | 融 資 利 率 (固定金利) (令和5年4月1日現在) | 保 証 料 率 (※1) (令和5年4月1日現在) | |
| 5,000 (うち運転資金 3,000) ※設備投資に伴い、建物(土地) を取得する場合(※2) 1億円 | 設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土地)を取得 する場合(※2) 15年以内(1年以内) | (1) 年1.30%以内 ①に該当する場合 年1.25%以内 ②に該当する場合 年1.20%以内 (2) 年1.20%以内 | 年0.35%～年1.05% | 取扱金融機関を經由の うえ県地域産業支援課 |
| 2億円 知事特認 5億円 | 10年以内(2年以内) | 年1.45%以内 | 年0.35%～年1.05% | 取扱金融機関を經由の うえ県立地通商課 |
| 500 | 5年以内(1年以内) | 年1.90%以内 | 年0.35%～年1.05% | 取扱金融機関を經由の うえ県くすり振興課 |
| 個人 3,000 法人 7,000 | 10年以内(3年以内) | 年1.90%以内 | 年0.35%～年1.05% | 取扱金融機関を經由の うえ県くすり振興課 |

| 融 資 条 件 | | | | 融 資 申 込 先 等 |
|--|--|--|------------------------------|--------------------------|
| 限 度 額 (万円) | 期 間 (うち据置期間) | 融 資 利 率 (固定金利) (令和5年4月1日現在) | 保 証 料 率 (※1) (令和5年4月1日現在) | |
| 設備資金 (1) 5,000 (2) 3,000 (3) 1億円 運転資金 (1) 1,000 | 設備資金 (1)、(3) 10年以内(1年以内) (2) 7年以内(1年以内) 運転資金 (1) 5年以内(1年以内) | (1) 年1.30%以内 (2)、(3) 年1.45%以内 | 年0.35%～年1.05% | 取扱金融機関を經由の うえ県地域産業支援課 |
| 3,000 | 7年以内(1年以内) | 年1.90%以内 | 年0.35%～年1.05% | 取扱金融機関を經由の うえ県観光振興室 |
| 5,000 (うち運転資金 1,000) | 設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) | 年1.45%以内 | | |

事業の活性化

| 資金名 | 融資対象 | 資金使途 |
|-----------|--|------|
| 事業活性化促進資金 | 事業の多角化や合理化、拡大を行うことにより、経営基盤を強化し事業の活性化に取り組む中小企業者 | 運転資金 |

経営の安定・倒産の防止

| 資金名 | 融資対象 | 資金使途 |
|---|--|---|
| 小規模企業等経営支援短期資金 | 従業員50人（商業・サービス業は20人）以下の小規模事業者等（償還方法を一括返済にする場合、同日付けの新規貸付は対象になりません） | 運転資金 |
| 小口事業資金 | 一般小口枠 従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者（富山市内の事業者の方は、他の制度融資をご利用ください） | 設備資金 運転資金 |
| | 零細小口枠 従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業の場合5人）以下の事業者 | 設備資金 運転資金 |
| 経営安定資金 | 地域産業対策枠 経済の構造的要因等により、最近3ヶ月以上1年以内の期間の売上高が前年同期比10%以上減少または最近時決算において経常赤字の中小企業者 | 運転資金 |
| | 小規模企業支援枠 最近3ヶ月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比5%以上減少している小規模企業者 取扱期間 令和6年3月31日まで ※小規模企業者とは、従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者 | 運転資金 |
| | 企業再生支援枠 次のいずれかに該当する中小企業者で、具体的で実現可能な経営改善計画を金融機関と連携して策定しているもの (1) 最近時決算において経常赤字の者 (2) ㈱整理回収機構へ貸付債権が譲渡された者 (3) 民事再生法等による法的再生手続きを行う者 (4) 中小企業活性化協議会から再生支援の認定を受けた者 (5) 信用保証協会の企業再生支援チームの支援を受けている者 (6) ㈱地域経済活性化支援機構の支援を受けている者 (7) とやま中小企業再生支援ファンドの支援を受けている者 取扱期間 令和6年3月31日まで | 設備資金 運転資金 |
| | 連鎖倒産防止枠 国または信用保証協会が指定した倒産企業に50万円以上の債権を有する中小企業者（事業実績が1年未満の中小企業者もご利用いただけます） | 運転資金 |
| 緊急経営改善資金 取扱期間 令和6年3月31日まで 「新型コロナウイルス感染症対策特別措置」についてはP.8をご覧ください | 最近3ヶ月間の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営の改善が期待される中小企業者（借換えは2回まで可能） | (1) 一般枠 県の融資制度（県小口事業資金、小規模企業者等経営支援短期資金を除く）のほか、金融機関の保証付既往債務（※2）の借換 (2) 小口枠 県小口事業資金の借換 |

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

※2 借換の対象については、事前に富山県信用保証協会（076-423-3171）にご相談ください。

| 融 資 条 件 | | | | 融 資 申 込 先 等 |
|------------|--------------|--------------------------------|------------------------------|-------------|
| 限 度 額 (万円) | 期 間 (うち据置期間) | 融 資 利 率 (固定金利) (令和5年4月1日現在) | 保 証 料 率 (※1) (令和5年4月1日現在) | |
| 3,000 | 5年以内(1年以内) | 年1.90%以内 | 年0.35%～年1.05% | 取扱金融機関 |

| 融 資 条 件 | | | | 融 資 申 込 先 等 |
|---|--|--------------------------------|--|---|
| 限 度 額 (万円) | 期 間 (うち据置期間) | 融 資 利 率 (固定金利) (令和5年4月1日現在) | 保 証 料 率 (※1) (令和5年4月1日現在) | |
| 600 | 1年以内 | 年1.70%以内 | 年0.35%～年1.05% | 取扱金融機関 |
| 零細小口枠との合計で 2,000(無担保) 〔保証債務残高が2,000 万円以下等の条件を満 たす者にあつては、無 担保無保証〕 | 設備資金 7年以内(6ヶ月以内) 運転資金 5年以内(6ヶ月以内) 〔ただし、最近決算において 2期連続して経常赤字を計上 し、かつ、県内の商工会議所、 商工会または中小企業支援 センターにおいて経営指導を 受けている場合は7年以内〕 | 年1.80%以内 | 年0.60% 保証必須 ただし、特別小口保険 の要件を満たす方 年0.50% | 市町村、商工会議所ま たは商工会を経由のう え取扱金融機関(※) ※市町村が特定する金融機 関でご利用いただけます |
| 信用保証協会の保証付き 融資残高との合計で 2,000(無担保) 〔保証債務残高が2,000 万円以下等の条件を満 たす者にあつては、無 担保無保証〕 | 設備資金 7年以内(6ヶ月以内) 運転資金 5年以内(6ヶ月以内) 〔ただし、最近決算において 2期連続して経常赤字を計上 し、かつ、県内の商工会議所、 商工会または中小企業支援 センターにおいて経営指導を 受けている場合は7年以内〕 | 年1.75%以内 | 年0.70% 保証必須 ただし、特別小口保険 の要件を満たす方 年0.50% | 市町村、商工会議所ま たは商工会を経由のう え取扱金融機関(※) ※市町村が特定する金融機 関でご利用いただけます |
| 5,000 | 7年以内(1年以内) | 年1.70%以内 | 年0.35%～年1.05% 保証必須 | 商工会議所または商工 会の認定書を添えて取 扱金融機関 |
| 3,000 | 7年以内(1年以内) | 年1.20%以内 | 年0.35%～年1.05% 保証必須 | 商工会議所または商工 会の認定書を添えて取 扱金融機関 |
| 1億円 | 設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 7年以内(1年以内) | 年1.45%以内 | 年0.35%～年1.05% 保証必須 | 取扱金融機関を経由の うえ県地域産業支援課 |
| 5,000 (ただし債権額が限度) | 7年以内(1年以内) | 年1.45%以内 (令和6年3月31日まで) | 年0.60% 保証必須 | 取扱金融機関 |
| (1) 8,000 (2) 2,000 〔借換と同額(上限1,000) までの新規運転資金を含む ※運転資金のみの利用は不可〕 | 10年以内(1年以内) | 年1.70%以内 | 年0.35%～年1.05% 保証必須 | 商工会議所または商工 会の認定書及び実施計 画書を添えて取扱金融 機関 |

その他法律に基づく貸付制度

中小企業高度化資金貸付制度

| 資金の種類 | 内 容 | 貸付の相手方 |
|------------|---|---|
| 集 団 化 事 業 | 事業協同組合等の組合員が、工場団地・卸団地等の一定の地区（一の団地又は主として一の建物）に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を設置する事業 | 事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕 |
| 集積区域整備事業 | 事業協同組合等の組合員が、当該組合員が集積している一定の区域（商店街、工場街又は工業・店舗等の集団化された区域）において、経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を設備する事業 | 事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕 |
| 施設集約化事業 | 事業協同組合、共同出資会社等が、共同店舗、共同工場等の建物を設置する事業 | 事業協同組合等 |
| 共同施設事業 | 事業協同組合等が、組合員の共同利用に供する施設を設置する事業 | 事業協同組合等 |
| 設備リース事業 | 事業協同組合等が、生産の効率化、経営の合理化、公害防止その他の改善に必要な設備を一括取得し、組合員に買取予約付で賃貸する事業 | 事業協同組合等 |
| 商店街整備等支援事業 | まちづくり会社等が各種コミュニティ施設（コミュニティホール、ポケットパーク等）の整備を行う事業と、併せてショッピングセンター型の商業店舗の整備を行う事業 | (1) 特定会社 地方公共団体が出資し、出資者の2/3以上が中小企業者など (2) 一般社団法人等 一般社団法人にあってはその社員総会における議決権、一般財団法人にあっては、設立時の拠出総額の1/2以上が地方公共団体及び事業協同組合等であることなど (3) 商工会、商工会議所等 |

1. 中小企業者が、他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う場合に所要資金の一部を長期、低利で融資する制度です。
2. 主要な資金種類別の貸付条件等については次の通りですが、中小小売商業振興法や中心市街地活性化法などの法律の認定を受けて実施する事業等は無利子貸付けになる場合がありますので、詳細については、県地域産業支援課にお問い合わせください。
3. この資金の借入に当たっては、事業の計画作成段階から、県の指導、診断を受ける必要がありますので、計画が具体化する前に、県地域産業支援課（TEL 076-444-3249）にご相談ください。

| 貸付対象施設 | 貸付利率 | 貸付期間（うち据置期間） | 償還方法 | 貸付限度 |
|------------------------------------|--------|------------------------|----------------|--|
| 集団化に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。） | 年0.35% | 20年以内（3年以内） | 年賦 （元金均等償還） | 整備資金（貸付対象施設を取得し、造成し、又は設備するのに必要な資金）の80%以内 |
| 施設整備に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。） | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 共同化に必要な土地、建物、構築物、設備 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 共同利用に必要な土地、建物、構築物、設備 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| リースに必要な設備、附属設備 | 〃 | 当該設備の耐用年数を勘案して知事が定める期間 | 〃 | 〃 |
| 商店街整備等支援事業に必要な土地、建物、構築物、設備 | 無利子 | 20年以内（3年以内） | 〃 | 〃 |

※利率については、変更になることがあります。

(公財) 富山県新世紀産業機構 中小企業支援制度

中小企業活性化協議会とは

収益力改善・再生支援・再チャレンジをお考えの皆さまに、専門知識を持ったスタッフが、あらゆる角度から解決策のお手伝いをいたします。

相談内容

- 再生支援・再チャレンジに関する窓口相談の実施と対応策のアドバイス
- 専門家のプロジェクトチームによる再生計画作成支援
- 再チャレンジ支援・経営者保証ガイドラインに基づく保証債務等整理

●公的な協議会

当協議会は国から富山県新世紀産業機構が委託を受けて事業を行う公的な機関です。
(各都道府県に1ヶ所設置されています)

●専門家が常駐

中小企業の再生経験豊かな専門家が常駐し、いつでも相談に応じます。

●地域全体がバックアップ

富山県内の中小企業支援団体や金融機関など、地域が一体となって収益力改善・再生支援・再チャレンジをバックアップいたします。

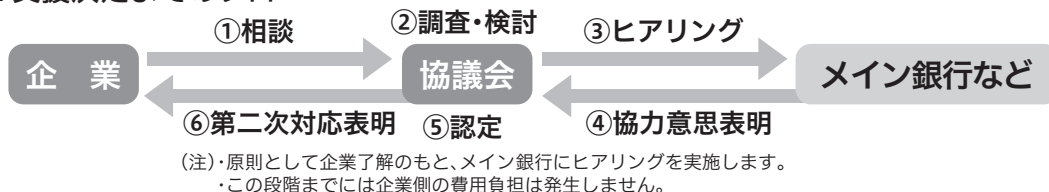
例) 再生支援手続き

第一次対応のフロー (無料)

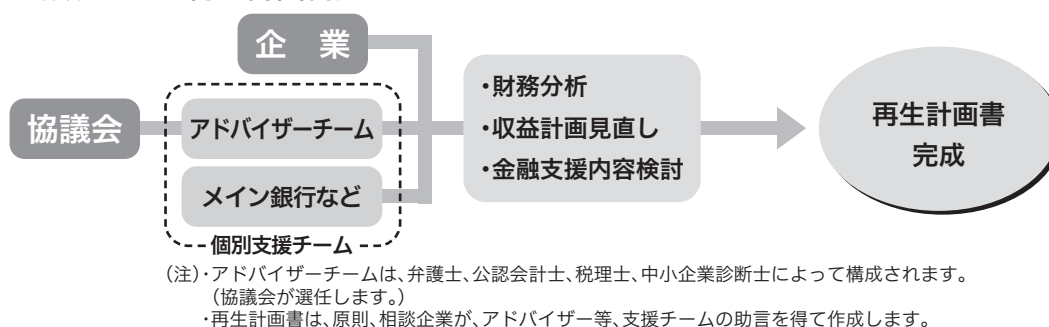


第二次対応のフロー

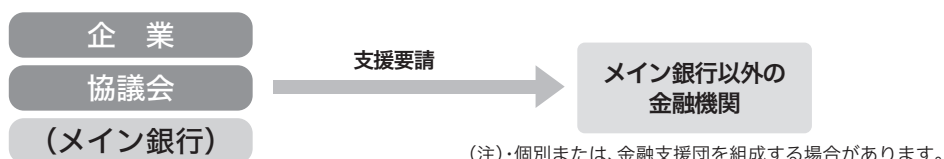
1. 支援決定までのフロー



2. 支援決定から再生計画書完成までのフロー



3. 再生計画書完成から金融支援とりまとめまでのフロー



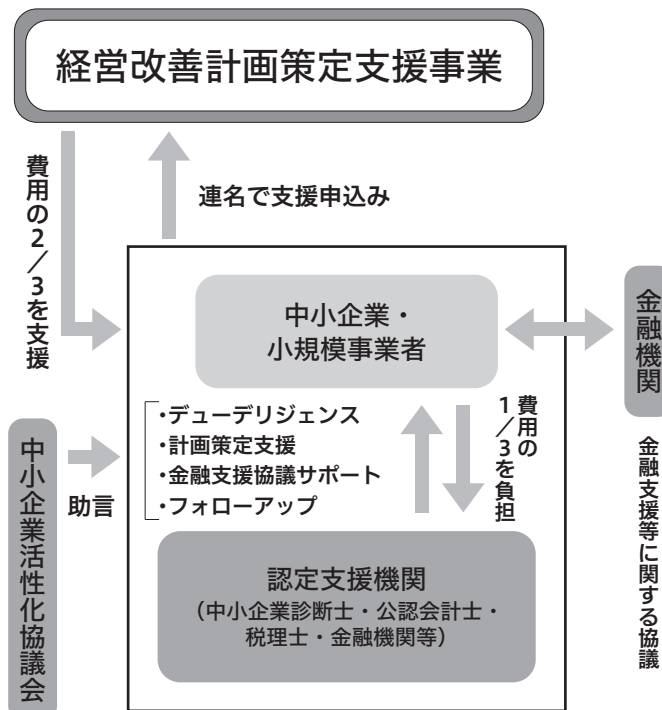
4. 再生計画スタート後

協議会は、再生計画書の策定支援、金融支援のとりまとめにとどまらず、以降一定期間再生計画書の進捗状況のフォローにも協力させていただきます。(支援の継続)

経営改善計画策定支援事業とは

- ・金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、国の認定を受けた外部専門家（認定支援機関）の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス費用、フォローアップ費用につき、総額300万円を上限として、その2/3を支援します。
- ・条件変更などの金融支援を必要としない、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図など早期の経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払い費用の2/3（上限20万円まで）を支援します。

事業スキームの概要



事業の流れ

支援の申込み・策定支援

- ・中小企業・小規模事業者と本事業に係わる認定支援機関は、連名で、経営改善計画策定支援事業に対し経営改善計画の策定を申込みます。金融機関等からの事前相談も可能です。
- ・認定支援機関は、中小企業・小規模事業者に対して経営改善計画の策定支援を実施します。

金融支援等の協議

- ・認定支援機関のサポートを受けて、中小企業・小規模事業者は、策定した経営改善計画に基づく金融支援について、金融機関と協議します。

策定計画の提出・確認

- ・認定支援機関は、関係金融機関が合意した経営改善計画・金融支援等を経営改善支援センターに提出します。
- ・経営改善支援センターは、認定支援機関から提出された計画を確認し、総額費用の2/3を支援します。

フォローアップ

- ・認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の計画達成状況について定期的なモニタリングを行い、その結果を経営改善支援センターに報告します。（フォローアップ費用も支援対象）

対象となる事業者

事業内容や財務状況など、経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小企業・小規模事業者

連絡先

富山県中小企業再生支援協議会

〒930-0866 富山市高田527番地 公益財団法人 富山県新世紀産業機構内

中小企業活性化協議会事業（情報ビル2階）

TEL(076)444-5663 FAX(076)444-5618

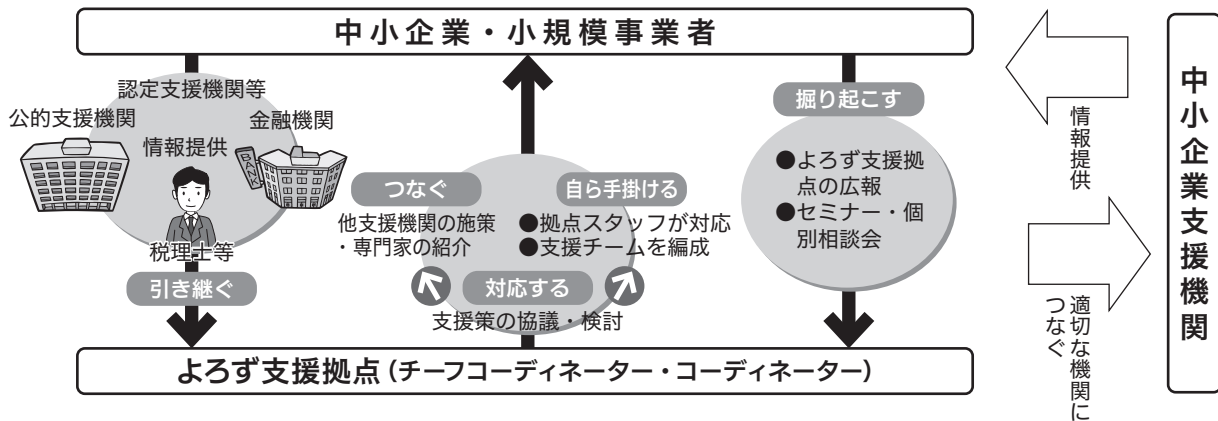
経営改善計画策定支援事業（情報ビル4階）

TEL(076)444-2134 FAX(076)444-5619

富山県よろず支援拠点とは

経済産業省から「よろず支援拠点事業」の委託を受け、中小企業・小規模事業者のための総合経営相談所「富山県よろず支援拠点」を設置しています。

よろず支援拠点ではチーフコーディネーター及びコーディネーターが事業者の相談に応じ、経営課題を分析、課題解決に向けた総合的・先進的経営アドバイスを行うほか、各支援機関との連携・課題ごとの適切なチーム編成などにより、環境の変化や事業の成長段階に応じた支援を継続的に行います。



中小企業支援センターとは

中小企業の独自技術、新製品・新サービスの開発・提供など創造的事業活動（ベンチャー）や経営革新などの新たな事業活動を応援します。

(1) 総合窓口相談の開設

経営、金融、IT など様々なご相談に対して、豊富な知識と経験を有する専属マネージャーが対応します。

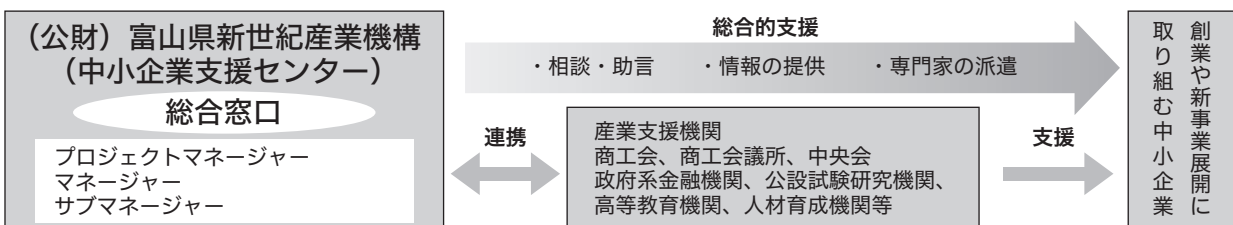
(2) 専門家の派遣

高度かつ専門的な課題に対して、経営、技術、情報化等の民間専門家を派遣して適切な診断・助言を行います。[必要経費（専門家謝金・旅費）の1/3の自己負担をお願いします。]

(3) 情報提供

国、県や商工関係団体が行う各種の中小企業支援施策や試験研究機関、必要な人材等を総合的に紹介します。また、社員教育用DVDの視聴・無料貸出サービスを行っています。

(令和5年1月現在：DVD991タイトル)



連絡先

富山県よろず支援拠点

〒930-0866 富山市高田527番地(情報ビル1階)
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内
TEL(076)444-5605 FAX(076)444-5646

連絡先

中小企業支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地(情報ビル1階)
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内
TEL(076)444-5605 FAX(076)444-5646

富山県事業承継・引継ぎ支援センターとは

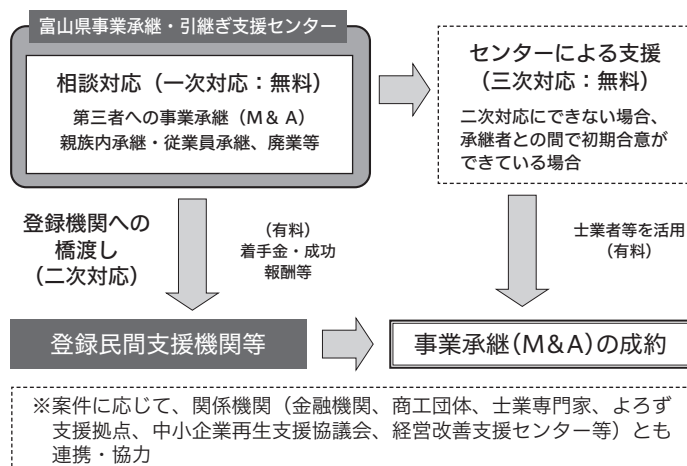
経済産業省から委託を受け、後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者を支援するため、「富山県事業承継・引継ぎ支援センター」を設置しています。

支援センターでは、親族内承継や従業員・役員承継、後継者不在などで事業の存続に悩む事業者の皆さまの相談に対応します。

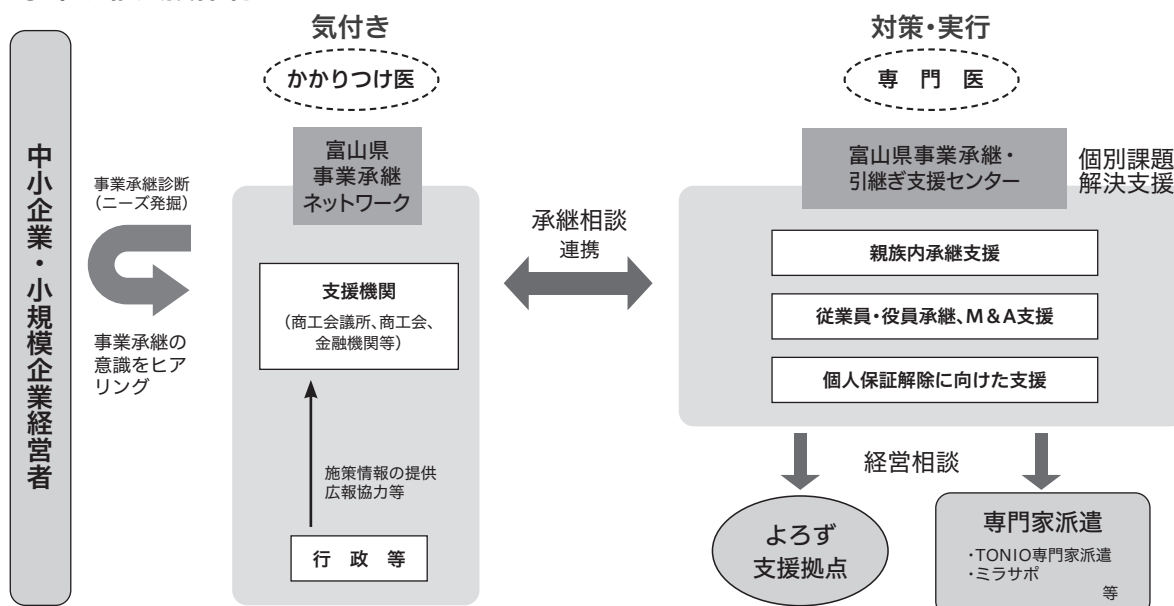
<事業内容>

- ・事業承継（親族内、従業員・役員、第三者）にかかるニーズを見つけるため、県内外の中小企業支援機関でネットワークを組織しています。
- ・事業承継診断をはじめとする事業承継について考えるきっかけづくりや情報提供を行います。
- ・事業承継に関する相談について、専門家がきめ細かくアドバイスを行います。
- ・事業承継相談のなかでM&Aの可能性があり、譲渡先・譲受先の紹介を希望される場合には、仲介機関の活用も支援します。
- ・親族内承継について、事業承継の専門家による無料の事業承継計画作成の支援を行います。
- ・事業承継時の経営者の個人保証解除に向けた支援を行います。
- ・その他、各支援機関との連携した個別の具体策支援を行います。

<従業員・役員承継、第三者承継の支援の流れ>



<事業承継支援体制>



連絡先

富山県事業承継・引継ぎ支援センター

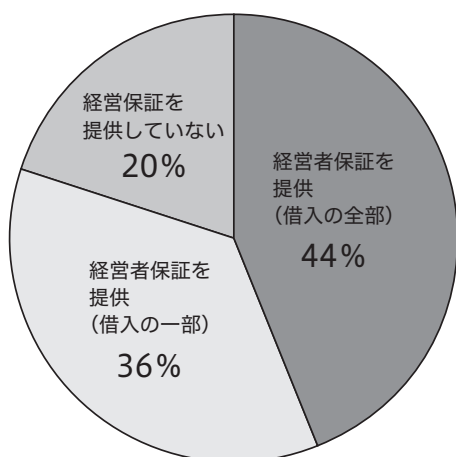
〒930-0866 富山市高田527番地(情報ビル2階) 公益財団法人 富山県新世紀産業機構内
TEL(076)444-5625 FAX(076)444-5648

経営者保証改革プログラムが策定されました(令和5年4月～)

令和5年4月より、経済産業省・金融庁・財務省による「経営者保証改革プログラム」が策定されました。平成26年より適用されている「経営者保証ガイドライン」を周知徹底し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させます。

1. 経営者保証とは

「経営者保証」は経営者が事業用資金を銀行等から借りる際に、社長個人が会社の連帯保証を行うことです。「経営者保証」は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因にもなっている等の課題がありました。また、令和2年度の経営者保証の提供状況では、融資の8割が経営者保証を求められています。



中小企業庁 HP：令和2年度「経営者保証に関するガイドライン」周知普及事業（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）報告書より

このような課題の解決に向けて、これまでも経営者保証を提供することなく資金調達を受ける場合の要件等を定めた「経営者保証ガイドライン」の活用促進への取り組みを進めてきました。

2. 経営者保証ガイドライン

(平成26年度～適用)

「中小企業、経営者、金融機関共通の自主的なルール」と位置付けられており、法的な拘束力はありませんが、関係者が自発的に尊重し、遵守することが期待されています。経営者保証を解除するかどうかの最終的な判断は、金融機関にゆだねられます。

★経営者保証ガイドラインの3要件

- ①資産の所有やお金のやり取りに関して、法人と経営者が明確に区分・分離されている。
- ②財務基盤が強化されており、法人のみの資産や収益力で返済が可能である。
- ③金融機関に対し、適時適切に財務情報が開示されている。

上記の3要件を全て又は一部を満たせば、事業者は経営者保証なしで融資を受けられる可能性があり、すでに提供している経営者保証を見直すことができる可能性があります。

3. 経営者保証改革プログラム

令和5年4月から策定された経営者保証改革プログラムでは、各省庁が連携し、経営者保証に過度に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、下記の4分野に重点的に取り組むこととなっています。

(1) スタートアップ・創業

創業時の融資において経営者保証を求める慣行が創業意欲の阻害となっている可能性を踏まえ、起業家が経営者保証を提供せず資金調達が可能となるよう、経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資を促進します。

(2) 民間金融機関による融資

監督指針の改正を行い、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、安易な個人保証に依存した融資を抑制するとともに、事業者・保証人の納得感を向上させます。

また、金融機関が「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」を作成、公表するよう要請し、経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革を進めます。

(3) 信用保証付融資

経営者保証ガイドラインの要件を充たしていれば、経営者保証を解除する現在の取り組みを徹底します。その上で、経営者保証ガイドラインの要件を全て充足していない場合でも、保証料の上乗せや流動資産担保等の経営者保証の機能を代替する手法を用いることで、経営者保証の解除を事業者が選択できる制度を創設します。

(4) 中小企業のカバナンズ

経営者保証解除の前提となるガバナンズに関する中小企業経営者と支援機関の目線合わせを図るとともに、支援機関向けの実務指針の策定や中小企業活性化協議会の機能強化を行い、官民による支援体制を構築します。

4. 今後の経営について

経営者保証改革プログラムは、融資に対して経営者保証を禁止するものではありません。経営者の個人に依存しない融資慣行を確立するためのプログラムとなります。

そのために、経営者は経営者保証ガイドラインの3要件（前記）を充たすような経営に取り組んでいけば、経営者保証の解除に繋がります。

中小企業活性化協議会では、1年間から3年間の収益力改善計画を作成する収益力改善支援を実施しています。また、認定経営革新等支援機関を活用して収益力改善に向けた事業計画を作成する費用を支援する「経営改善計画策定支援事業」があります。これらの施策を活用して、ガバナンズ体制の整備に取り組むことにより企業の信用度が高まり、経営者保証の解除や金融機関との取引状況の改善につながります。

出典：中小企業庁 HP 「経営者保証」

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/#jirei>

経済産業省 HP 「経営者保証改革プログラムを策定しました」

<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221223006/20221223006.html>

鉄構、建築、土木の3本柱で60年「継続は力なり」を支えに次世代へ

建築鉄骨を手掛ける「鉄構」「建築」、橋梁工事を中心とする「土木」を3本柱として事業展開する中越鉄工株式会社。1963（昭和38）年の創業以来、技術力と品質を強みとして地元富山を中心に関東、関西などでも数多くの工事に携わっています。時代に合った人材育成を成果につなげてきた代表取締役会長の西村仁氏に会社を継続することへの思いや、理事長を務める富山県鉄構工業協同組合での活動について伺いました。

中越鉄工株式会社

代表取締役会長 西村 仁 氏

鉄骨から建築、橋梁へ

創業から60年にわたる、これまでの歩みをお聞かせください。

当社は私の伯父と父が興した中越木材（現チューモク）株式会社鉄工部が、1963（昭和38）年に分離して設立されました。当初は建築用鉄骨の製作と施工を手掛ける鉄構部が主力でしたが、次第に鉄骨との関わりが大きい建築や橋梁工事にも携わるようになりました。設備投資も断続的に行いながら、取引先の需要と信頼に応えるなかで、私が社長だった2006（平成18）年頃、橋梁が好調な一方で鉄構が不振に陥り、経営安定のため鉄構部の廃止を検討したことがありました。しかし、原点の鉄構を踏ん張って継続させる道を選び、

現在の3つの事業が支え合う体制につながられました。

私は本社工場のある福光町（現南砺市）で生まれ育ち、大学卒業間近に父に勧められて、入社を決めました。最初に配属された現場での経験は、後に若手技術者を育てていくうえでも大いに役立ちました。

工場の外壁に描かれたキャラクターは、30周年事業で社員に募集した中から選ばれた「ようせつぼうや」です。今も親しまれ、当社を訪れる人たちの目印にもなっています。

溶接技術の向上図る

強みである技術力、企画力、提案力はどのようにして磨かれていったのでしょうか？

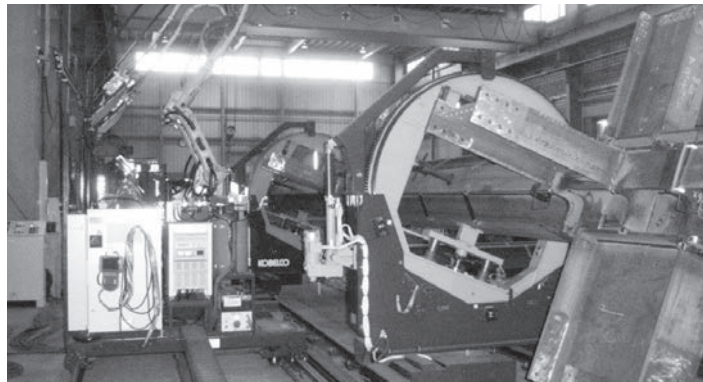
建築用鉄骨はその建物の安

全を確保するために、製作工程で厳格な品質管理と、品質を確保するための技術が求められます。高さ100m以上の鉄構造物もミリ単位で調節しますし、溶接の仕方も形や求められる強度によって異なります。当社では新しい溶接や取り付け方法も積極的に提案しながら、成果につなげてきました。

東日本大震災が発生し、工事が相次いで中止となった時は、溶接技術の向上に注力しました。各部門で資格取得をサポートするとともに、技術は見て覚えるのが当たり前とされていた現場で、先輩たちが丁寧に技術指導して新人を育てていく体制を確立しました。県の競技会で優勝した社員や、富山県の「溶接の匠」に認定された社員



工場



溶接ロボットシステム

にしむら・ひとし

1955(昭和30)年12月3日、福光町(現南砺市)生まれ。1978年、大阪商業大学卒業後、中越鉄工株式会社に入社。2000(平成12)年、代表取締役社長、2022(令和4)年、代表取締役会長に就任。2018年、富山県鉄構工業協同組合理事長に就任、現在に至る。富山県建設専門工事業団体協議会監査、JFE全国システム建築協会副会長。



もいます。

技術力を支える社員が働きやすい環境づくりにも取り組んでいます。社内のインターネット環境を早くから整えて、見積りや図面等のデータ化に対応し、コロナ禍にはオンラインで製品チェックが行えるようにしました。最近ではビジネスチャットを活用して、私たち経営陣の動きを社員にも“見える化”しており、組織の風通しを良くする工夫につなげています。

信頼を重ねファンを増やす

代表取締役会長として、今後の事業展開をどのように見据えていますか？

2022(令和4)年3月、新社長に長男が就任し、私は代表権を持つ会長に就きました。私は46歳で社長に就いた経験から、後の気力や体力を考えてもう少し若くスタートした方がよいと考えていました。また、今年の60周年は新社長で迎えたいとも思い、長男が40歳のときにバトンタッチしました。

今年は工場を増築して、鋼材の供給から切断、孔あけ、バリ取り、開先加工、払い出しまでを全自動化した一次加工ラインを新設しました。ローカル5Gの敷設で大容量データを加工ラ

インへ伝送できるようになり、大幅な省人化と工程管理の合理化を見据えています。今後さらに工場作業の自動化や安全性の向上が進む予定です。

私は社長時代、続けることの苦勞を知り「継続は力なり」という言葉を支えにしてきました。現社長には、中越鉄工のファンを数多くつくり、会社の発展、継続につなげてもらいたいと願っています。そのためには信頼を得ることが大切になってくるでしょう。実践しようと努力してくれているので、見守っています。

若手人材確保へPR動画

富山県鉄構工業協同組合ではどのような取り組みをされていますか？

当組合は建築用鉄骨の製作・組み立てを行う工場が集まり、1968(昭和43)年に富山県鉄骨工業連合会として発足し、1978年に組合法人化しました。組合員数は1974年に最大の98社を数えましたが、バブル崩壊やリーマンショック、鋼材、運送費等の高騰などのさまざまな局面があり、2023(令和5)年4月現在は40社の組合員が協力して活動しています。コロナ禍で取りやめていた新年会、懇親会など

も今年から復活し、組合員同士の親睦を深め、活発な情報交換を図る考えです。

鉄骨工場は国土交通省の性能評価認定に基づいて稼動しており、組合としては各組合員の技術向上とともに、評価や認定グレードを維持していくためのバックアップに努めています。また、若手人材の確保に向けて、当組合を含む8団体で構成する富山県建設専門工事業団体協議会で昨年、各職種の仕事内容や現場を紹介する動画を初めて制作しました。就職ガイダンスなどでの上映や動画投稿を通して、若い世代に関心や理解が広がることを期待しています。

仲間とお酒やゴルフ楽しむ

リフレッシュはどのようにされていますか？

地元の同級生や気の置けない友人たちとお酒を飲むのが好きで、友人が山菜やキノコなどを採ってくると、うちに集まって一緒に食べて飲んで楽しみます。ゴルフにもよく行きます。ホールインワンはまだ経験がありませんが、2打目でカップインするとか、自分では予期せぬラッキーなことが起きるといふところに、面白さを感じています。

協同組合滑川ショッピングセンターさんよりこんにちは

ショッピングセンターは地域住民の生活拠点でもあり、交流の場を提供するコミュニティ機能を持ち、様々な役割を担っています。今回は、ミニライブやマルシェなどユニークなイベントを継続的に開催し、地域の賑わい創出を積極的に推進している協同組合滑川ショッピングセンターをご紹介します。

◆組合の沿革

昭和51年6月、滑川市内の商業施設拠点の建設のため「滑川新商店街建設準備会」が発足され、その中のメンバーの地元事業者の方々により、昭和53年11月に商業施設を管理運営する目的で、協同組合滑川ショッピングセンターが設立されました。

昭和54年6月、商業施設「エール」がオープンし、滑川駅、公園通り商店街、公共施設、市民交流プラザと一体となり、滑川市内中心地の商業の核として地域住民に親しまれてきました。



商業施設「エール」

◆変化する商業環境への対応

平成元年に、顧客の利便性とリピート率を高めるため、POSシステム・会員カードシステムを導入しました。システムにより集まったデータを分析し、組合員に提供することで、組合員が顧客に対してよりきめ細かいサービスを提供することが可能となりました。

県内の大型SCの影響で、来店者数が減少しつつあった平成17年に、大型店に対抗するのではなく、地域住民に対し生活の利便性と買物空間としての快適性を提供することをコンセプトに、昭和59年、平成7年のリニューアルに続き、3回目のリニューアルを実施しました。

時代とともに変化する商業環境や消費者ニーズに対応してきました。

◆地域の賑わい拠点として

会員カードである「エールカード」は100円で0.5ポイントが付与され、ポイントがたまるとお買い物に利用することができます。春や秋のエール祭、お客様感謝デー等を

実施し、それにあわせてポイント付与を6倍、10倍としています。

多くの方々にエールへ足を運んでいただくため、ミニライブやマルシェ、絵画展示やフォトコンテスト等のイベントを継続的に開催しているほか、近隣の商店街と連携し、消費喚起プロジェクトも実施しました。

また、これまでイベントの一環で実施していた抽選会も、今年1月からは、ご来店された方々に店舗を知ってもらうため、各店舗でお買い物すると1つ押印されるスタンプを3つ集めて抽選会に参加できるやり方にしました。



イベントの様子

◆今後の取組み

今後は引き続き、ゴールデンウィークやお盆、年末年始や地元行事とあわせて、ユニークなイベントを切れ目なく開催することとしています。

地域密着型のショッピングセンターとして、幅広い層の年代の方々にご利用いただくために、各店舗の魅力を高めていくとともに、様々な工夫を凝らして賑わいづくりに努めていきます。

組合概要

組合名称 協同組合滑川ショッピングセンター
設立 昭和53年11月2日
所在地 富山県滑川市常盤町181番地
理事長 高木 久斗
組合員数 10社
TEL 076-475-8500 FAX 076-475-8519

チャレンジングカンパニー富山2024合同企業説明会を開催しました

令和5年3月8日(水)、とやま自遊館(富山市)において、「チャレンジングカンパニー富山2024 合同企業説明会」を開催しました。この説明会は、県内中小企業の人材確保を目的に毎年開催しており、当日は県内企業40社の採用担当者と約90名の学生等が参加しました。

売り手市場が続く中、多くの県内中小企業は、若手人材の確保難に直面しているということもあり、当日会場では、ブースに訪れた学生に対して熱心に会社概要を説明したり、企業側から積極的に学生らにアプローチをする光景が見られました。



合同企業説明会の様子



企業側の説明に耳を傾ける参加者

小和田哲男氏特別講演会を開催しました

令和5年3月23日(木)、富山県民会館(富山市)において、静岡大学名誉教授・文学博士であり、2023年NHK大河ドラマ「どうする家康」の時代考証を担当し、戦国時代史研究の第一人者でもある小和田哲男氏を講師として迎え、特別講演会を開催しました。

小和田氏からは「天下人に学ぶタイプ別経営戦略 ～信長・秀吉・家康より～」と題して、それぞれタイプの異なる天下人である信長・秀吉・家康の政権運営・姿勢・視点を学び、現在の経営戦略に活かす内容について、わかりやすくご講演いただきました。

本講演会は、協同組合富山県ハイウェイサービスセンターとの共催及び富山県中小企業経営モデル企業研究会からの協賛を得て開催し、中小企業の経営者ら約80名が受講しました。



講師の小和田哲男氏



特別講演会の様子

創立60周年記念講演会を開催しました

富山県建具協同組合

富山県建具協同組合は、木の様々な特徴を生かし、建具をはじめとする木製品を開発、制作することで人々がより良い生活ができるように組合員が個々に日々努力し、それを組合がサポートできる体制を構築しています。

令和5年3月16日(月)、組合設立から60年が経ち、富山電気ビルディング(富山市)において、創立60周年記念講演会を開催しました。

講演会では、まちづくりや古民家再生に取り組んでいるTERA歴史景観研究室主宰である最勝寺靖彦氏を講師として迎え、「着物から見えてくる建具の未来」と題して、組合関係者約40人が聴講する中、木製建具の良さについて講演していただきました。



講演会の様子

組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました

富山県中小企業レディース連絡会

富山県中小企業レディース連絡会は、令和5年3月9日(木)イミグレ(氷見市)において、組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました。

イミグレは、「移り住みたくなる宿」をコンセプトに地元氷見の魅力ある「食・景観・人」を伝える宿泊施設として2018年にオープンしました。

セミナーでは、富山の資源を生かした自然派コスメブランド「LALAHONEY」を展開している株式会社やぶうち商会 専務取締役 藪内朋子氏には、「Made in TOYAMA ナチュラルコスメ LALAHONEY 誕生秘話」をテーマに、また、イミグレの経営者である株式会社ユメミガチ 代表取締役 松木佳太氏には、「移り住みたくなるまちづくり」をテーマにそれぞれ講演していただきました。

セミナーには組合女性部のメンバー約30名が参加し、講演後はイミグレの視察見学を行いました。



セミナーの様子

このコーナーでは、日ごろ中央会へ多く寄せられる事業協同組合等の運営に関する質問について回答とともに紹介します。

【 員外監事について 】

Q 監事は組合員の中から選任すべきですか？
また、組合員以外から選任することができますか？

A 役員である理事については、定数の少なくとも3分の2は、組合員または組合員たる法人の役員でなければなりません（中協法第35条第4項）。一方、同じ役員である監事については同趣旨の規定はなく、組合員、組合員以外を問わないことから、監事は組合員の中から選任しても良いですし、組合員以外から選任することもできます。

また、2007年の中協法の改定により、事業年度開始の時に組合員の総数が政令に定める基準を超える組合（1,000人、信用協同組合及び信用協同組合連合会は除く）は、監事のうち1人以上は、組合員以外の者であることが必要となりました。

この場合の員外監事は、組合員または組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であって、かつその就任前の5年間にその組合の理事若しくは使用人またはその子会社の取締役、会計参与、執行役員若しくは使用人でなかった者でなければなりません（中協法第35条第6項）。



ほっと
一息

山小屋からみる劔岳

立山室堂から弥陀ヶ原周辺、立山・劔・大日周辺には約15軒の山小屋があり、登山シーズンには、多くの登山者が訪れ、休憩や宿泊に利用されます。また、近年では、映画の撮影も行われています。

ご承知のとおり、立山には多数の山々がありますが、中でも登山者なら一度は登ってみたい山、劔岳。日本屈指の難しい山とも言われています。その劔岳にある劔澤小屋は、劔岳が真ん前に眺望できる場所にあります。

コロナ禍で登山者の登山スタイルや山小屋の経営方針等は変わりましたが、劔岳は変わらず雄大なままです。劔澤小屋からは、その劔岳の季節、天候ごとの表情を眺望することができます。

今年も多くの登山者に感動してもらいたいと思います。

(情報提供：立山山荘協同組合)



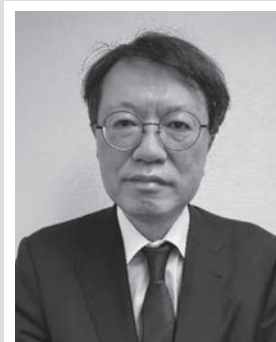
事務局ベンリレー 『わくわくするとやまへ』

昨年4月に東京から富山にUターンし、本会職員として勤務しています。富山県職員として定年退職後、港区でホテルマンとして再就職しましたが、コロナ禍で勤務先のホテルが廃業になったこともあり、当会で勤務しています。

県職員時代は、エアポートセールスや外航クルーズ客船の誘致など観光関連業務の経験はあったものの、商工関係の経験はまったくなく、ある意味ゼロからのスタートでしたが、本会の職員や組合の皆様等のご協力、本日まで、無事業務を務めさせていただきました。

さて、本会で勤務してみて、改めて感じたことは、本県製造業の層の厚さです。大企業こそ少ないものの、医薬品、機械・金属等の数多くの中堅、中小企業があり、「ものづくり富山」を支えていることを認識しました。また、製造業関連では、規模の大きな組合やキラリと光る技術を有する会社も多く見受けられます。

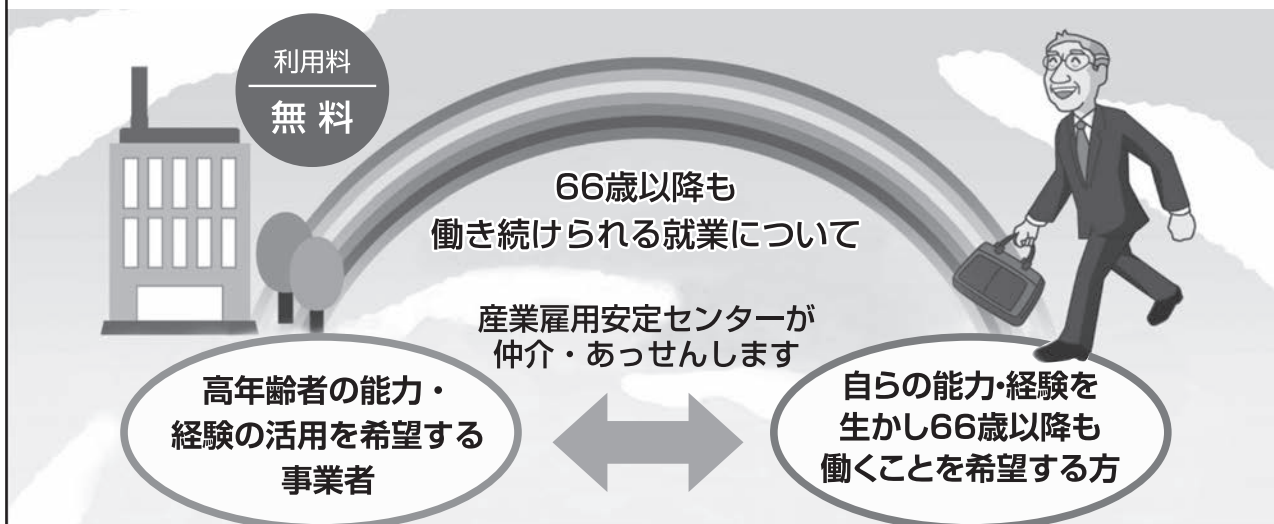
その一方で、サービス系の第3次産業が見劣りし、本県の課題の一つである若い女性の流失の一因になっているのではないかと感じます。東京でのスタートアップ支援施設への出入りがきっかけとなり、富山でも「SCOP」、「Sketch Lab」等の施設に行ってみて、若い人からおじさんまで、いろいろとわくわくする企画をしている人が多くいました。ここは、「ものづくり富山」+αのサービス業がほしい局面と考えます。組合でも、サービス業関連では、観光をキーワードとする複合業種による協同組合もあります。是非、わくわくする組合や企業が生まれ育ってほしいと思います。引き続き、よろしくお願いいたします。



富山県中小企業団体中央会
事務局長 楠 宗久

キャリア人材バンク®登録のおすすめ

生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の就業を支援します。



費用は一切かかりませんので、お気軽にお問い合わせください。

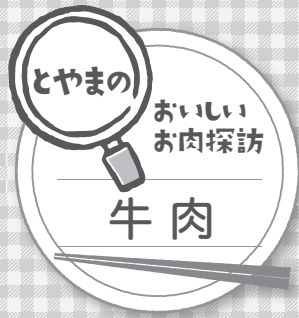


公益財団法人
産業雇用安定センター 富山事務所
〒930-0857 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま10階
TEL 076-442-6900 FAX 076-439-2860

ご利用時間／9:00～17:00
(土・日・祝日は休み)



センターの
ホームページ



全国トップレベルの肉質誇る とやま和牛

北アルプスの雪解け水が、清らかでおいしい水となって湧き出す富山県。水がおいしいと、お米だけではなく、お肉もおいしくなるといわれています。初回は牛肉にスポットを当てました。

サシの質、舌触り、風味に定評

富山の肉牛は、豊かな自然やおいしい水に恵まれた環境のもと、格付けの基準である脂肪交雑(サシ)の質だけでなく、舌触り、風味など牛のおいしさをあらゆる面から追求して育てられています。オレイン酸などの不飽和脂肪酸を豊富に含み、きめ細かな舌触りとジューシーな甘み、とろけるようなおいしさが特長です。



「とやま和牛 酒粕育ち」のロゴマーク(富山県提供)

そのなかで、県内で12カ月以上飼育されるなどの条件を満たした肉牛のことを「とやま牛」といいます。特に黒毛和種の「とやま和牛」は、2021(令和3)年に最高級A5ランクの比率が73.9%で全国2位となるなど、国内トップクラスの肉質を誇ります。



酒かすが配合された飼料を牛に与える(富山県提供)

牛が食べてしまって、すべての牛に行き渡らない」という傾向もみられたそうです。県や他の畜産農家と改良を重ねて、乾燥させた酒かすを粉状態にした配合飼料が開発されました。池多ファームでは現在、飼育する黒毛和牛50頭すべてが「酒粕育ち」。村田さんは、酒かすの香りやアルコール成分は牛の食欲を増進し、「食欲が落ちる夏場でもしっかり食べてくれるので、健康で良い肉質につながる」と実感を入れて話します。直営精肉店の「METZGEREI IKEDA」(メツゲライ・イケダ)では、大切に育てた牛を余すところなく丸ごとおいしく届けたいという想いのもと、精肉だけでなく、ビーフジャーキーやコンビーフ、ソーセージなどに加工、販売しています。

新ブランド「酒粕育ち」

とやま和牛は、飛騨牛、米沢牛、神戸牛など全国区のブランド牛に劣らない品質を誇りながらも、年間出荷頭数が約600頭と限られていることもあり、知名度が低いことが課題でした。そこで、富山県では富山



肉質豊かな「とやま和牛 酒粕育ち」(富山県提供)

らしい付加価値のある新たなブランドづくりを検討することになり、「酒どころ」の酒かすに着目。県酒造組合や県肉用牛協会と連携して実証実験を重ね、酒かすをえさとして与えて育てた黒毛和牛を新ブランド「とやま和牛 酒粕育ち」と名付けて、22年7月から販売を始めました。

「酒粕育ち」の特長は脂に甘みのあるジューシーな肉質にあります。富山県農業技術課によると、日本酒の製造過程で発生する酒かすには、食物繊維やビタミンB群、ペプチドなどの栄養素が豊富に含まれ、それが牛の健康状態を保ち、食肉としての旨みやおいしさにつながるのだとか。21～22年度の実証ではA5ランク比率が87%(21年全国平均:55%)に上り、五感をもとにする官能評価でも高評価を得ました。

夏場も食欲、健康保つ

20年度から始まった実証実験から参画する池多ファームの代表取締役村田勝己さんによると、当初は水分量が多い酒かすの取り扱いが難しく、加えて「強い

循環型の農畜産業として

「酒粕育ち」は、県が2017(平成29)年から実施してきた、食品廃棄物を飼料として再利用する「エコフィード」調査とも深くつながっています。食品廃棄物の削減だけでなく、酒かす入り飼料を食べた健康な牛の堆肥でお米を作り、そのお米で日本酒を作るという、SDGsにもつながる循環型の農畜産業としても注目されています。

初競りで1kg 3,009円の最高値を付けた「酒粕育ち」の単価は、他のとやま和牛に比べて100円ほど高く、評価の高い牛肉の品質を一層高めるとともに、ブランド力の向上を目指します。26年度までに約300頭の出荷を見込んでおり、県農業技術課では当面、県内での流通に力を入れて「県民には特別な日に食べるおいしいお肉として浸透を図りながら、来県する観光客にも『とやまの食』としてアピールしていきたい」とのこと。「さらに新たな特長を見出し、進化を続けていきたい」という「酒粕育ち」の今後に期待が高まります。



「とやま和牛 酒粕育ち」のサイクル図(富山県提供)

企業立地マッチング促進事業(委託元:富山市)

富山市内
で

空き工場・用地等をお探しの方へ!



富山市では、富山市内の工場物件等のマッチングサイトを開設しております。本サイトは富山市内の空き工場・作業場・倉庫・工業用地・事務所などの遊休事業用不動産の有効活用と地域産業の活性化を図るために、工場等の立地促進(移転・増設・県外企業誘致など)に取り組む事業の一環として運営しております。現在所有の遊休事業用不動産の売却・賃貸、または取得・賃借をご検討されておられる方は、当ホームページを是非ご活用下さい。

ホームページはこちらです <https://aki-toyama.jp/>



富山市の空き工場・作業場・倉庫・工業用地・事務所などの物件情報マッチングサイト!!

空き工場、作業場、倉庫、工業用地、事務所など、不動産/賃貸情報や、物件のニーズを紹介。
 本サイト活用で富山市空き工場等大規模修繕助成金の対象となります

登録物件数 (※非公開物件を含む)
 物件数: 745件 成約数: 364件

News / Topics

- 07.06 富山市高田の事務所を登録しました。(No.747~748)
- 05.31 富山市島本郷の土地を登録しました。(No.746)
- 富山市大久保の土地を登録しました。(No.745)
- 富山市高田の事務所を登録しました。(No.742~744)

物件をお探しの方
 ご希望の条件で物件をサーチ。

地図上にて簡単に物件を探すことができます。

物件情報の登録・掲載は無料です。物件ニーズ情報も登録出来ます。

新着情報は随時更新中。

本サイト活用で「富山市空き工場大規模修繕助成金」の対象となります。

物件種目から検索

- 工場
- 作業所
- 倉庫
- 工業用地
- 事務所
- その他

物件募集!

お持ちの物件を有効活用しませんか? お気軽にご相談ください。

新着物件ニーズ(もっと見る)
 ホームページ画面の画像は一部加工しています

業務提携: (公社)富山県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会富山県本部

アクセス方法は
こちら!



検索サイト

空き工場 富山

検索

HPアドレス

URL <https://aki-toyama.jp/>

ホームページや本事業に関するお問い合わせ

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル 6階
 富山県中小企業団体中央会 工業支援課
 TEL:076-424-3686 FAX:076-422-0835

R4.8

令和5年6月1日発行

印刷所

編集発行

株式会社 ニッポー

富山県中小企業団体中央会

富山市総曲輪2-1-3 TEL:076-424-3686(代)